

議案第52号

新居浜市奨学資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市奨学資金貸付基金条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市奨学資金貸付基金条例等の一部を改正する条例

(新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部改正)

第1条 新居浜市奨学資金貸付基金条例(昭和39年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「各号に該当する者」を「各号のいずれにも該当するもの」に改め、同条第3号中「給与」を「給付」に改める。

第4条中「1人」を「一人」に改める。

第5条第1項中「者」を「者(以下「奨学生」という。)」に、「によって」を「によって貸付金を」に改め、同条第2項中「奨学金」を「貸付金」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(新居浜市特別奨学基金条例の一部改正)

第2条 新居浜市特別奨学基金条例(昭和61年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条中「者又は海外の大学(以下「留学生」という。)に在学する者」を「もの又は海外の大学に在学するもの(以下「留学生」という。)」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第7条の見出し中「、給付」を「及び給付」に改め、同条第1項中「1人」を「一人」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(新居浜市青野記念奨学基金条例の一部改正)

第3条 新居浜市青野記念奨学基金条例(昭和51年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条中「入学した者」を「入学したもの」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第3号中「若しくは」を「又は」に改める。

第7条の見出し中「、給付」を「及び給付」に改め、同条第1項中「1人」を「一人」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、奨学資金等の延滞金の規定について見直しを行うため、本案を提出する。